

平成30年白老町議会定例会1月会議会議録（第1号）

平成30年 1月 5日（金曜日）

開 会 午後 4時00分

開 議 午後 4時00分

散 会 午後 4時11分

○議事日程 第1号

第1 会議録署名議員の指名

第2 議会運営委員会委員長報告

第3 会期の決定

第4 議案第1号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第5 休会について

○会議に付した事件

議案第 1号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（14名）

1番 山田和子君	2番 小西秀延君
3番 吉谷一孝君	4番 広地紀彰君
5番 吉田和子君	6番 氏家裕治君
7番 森 哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 及川 保君	10番 本間広朗君
11番 西田祐子君	12番 松田謙吾君
13番 前田博之君	14番 山本浩平君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

12番 松田謙吾君 13番 前田博之君
1番 山田和子君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副	町長	古俣博之君
副	町長	岩城達己君
教	育長	安藤尚志君

総務課長	岡村幸男君
財政課長	大黒克巳君
企画課長	高尾利弘君
象徴空間整備統括監	笠巻周一郎君
経済振興課長	森玉樹君
農林水産課長	本間力君
生活環境課長	山本康正君
町民課長	畑田正明君
税務課長	久保雅計君
上下水道課長	工藤智寿君
建設課長	竹田敏雄君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	田尻康子君
学校教育課長	岩本寿彦君
生涯学習課長	武永真君
消防長	中村諭君
病院事務長	野宮淳史君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	増田宏仁君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから平成30年白老町議会定例会を開会いたします。

（午後 4時00分）

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において、12番、松田謙吾議員、13番、前田博之議員、1番、山田和子議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

◎議会運営委員会委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の会議前に開催した議会運営委員会での、本会議運営の協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会、吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議会運営委員会委員長報告。

議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本日、町長の招集により、平成30年白老町議会定例会が開会されました。白老町議会は通年議会を導入しておりますので、平成30年の定例会の会期は、本日から明年1月3日木曜日までの364日間としたところであります。

次に、平成30年定例会1月会議の運営の件であります。町長の提案に係るものとして、条例の一部改正1件であります。

担当課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長から報告がありました。

委員長報告に対して質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎会期の決定

○議長（山本浩平君） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から明年1月3日までの364日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から明年1月3日までの364日間と決定いたしました。

◎議案第1号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例 の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第1号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 議案第1号についてご説明します前に、議案1－3白老町営住宅条例新旧対照表の差し替えでございます。字句の修正が2カ所ほどありました。それと、第6条の第1項を略しておりましたけれども、ここについては入居者の資格ということになりますので、その条文については、新旧対照表の中で記載させていただいております。差し替えのほうをよろしく願いたいと思います。

それでは、議案第1号をご説明させていただきます。

白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、白老町営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり改正するものとする。

平成30年1月5日提出、白老町長。

議案説明でございます。議1－2をお開きください。

町営住宅における単身者の入居については、60歳以上とする年齢条件を付し、入居者募集を行っていたが、近年、不安定な雇用情勢や経済状況等により住宅に困窮する者がふえている状況を踏まえ、応募数が少なく空室が続いている上層部分の住戸など、町において一定の要件を定めた町営住宅に限り、60歳未満の単身者についての入居を可能とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

議1－1にお戻りください。附則でございます。

附則、この条例は、平成30年2月1日から施行する。

続きまして、新旧対照表はこのとおりでございます。新旧対照表の次に議案第1号の説明資料がありますのでこちらのほうでご説明をさせていただきます。

1、これまでの経緯でございます。

平成24年4月1日、公営住宅法の一部改正が行われ、同居親族要件が廃止され、地域の実情に応じ単身者の入居が可能となりましたが、町営住宅の入居状況や平成23年10月のサンコーポラスの町有住宅化、民間アパートの増加等の観点から、以前からの入居者資格を継続する旨の条例改正を平成24年3月議会で可決をいただき現在に至ったものでございます。

この中では、入居条件が公営住宅法の中で改正になったのですけれども、町としましては従前ど

おりの要件の中で運営したいということで、平成24年3月議会に提出させていただいて可決をいただいたものでございます。

2、改正理由につきましては、議案説明のとおりでございます。

3、町営住宅の指定、ここでは、どこの住宅を該当させるかということでございまして、今回町営住宅3階以上の室に限るということで、募集を行いたいと考えております。

該当するところといたしましては、美園団地中耐の4階建てが10棟あるのですが、そのうちの3階・4階を単身者用に開放したいと考えております。エレベーター等がついていないということで、小さなお子さんをお持ちのご家族とか、高齢のご家庭についてはなかなか3階・4階の申し込みをしても希望が少ないということで、今回住宅の利用促進を図るため空いている部屋を単身者の入居先を指定して入っていただきたいと考えております。

4、入居条件、これについては従前どおりの規則の中で、4点ほどありますが変更なしでこの中でやらせていただきたいと思っております。

次のページをお開きください。

5、住宅料等でございます。収入区分の区分1から4まで載っていますけれども、額についても条例に定めている額と同じでございます。

中段、美園団地中耐4階建住宅料一覧なのですけれども、こちらにつきましても従前の額と同じでございます。区分1から4ということでその収入に応じて住宅料が決まるような形になっております。

例えば、区分1で一番安ところがT2棟なのですけれども1万200円になります。区分4で一番高い方でもG棟で1万9,500円、この範囲で住宅料が決まるということになっています。AからF2棟までなのですが、全部で10棟ございまして戸数は240戸あります。そのうちの3階・4階になりますので120戸を開放するような形になっています。

現在全部で34戸が空いておりますけれども、そのうち15戸が結露やひび割れ等があって、大規模な修繕をしなければすぐに入居はできませんので、すぐには入れるのは空きとしては4戸あります。修繕が必要なところが15戸、修繕を終えれば19戸は開放できるのかと考えております。

以上簡単ですけれども、ご説明のほうは終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） この住宅の単身者の入居については、いろいろな方から相談を受けていまして、なかなかアパートの入るには家賃が高くて入れないというところで、この条例がとおると助かる人がたくさんおりますし、また、白老へ帰ってきたいとってアパートを探している、住宅を探している人にとっては大変朗報だと捉えておりますけれども、これは平成30年2月1日から施行するということとなりますけれども、皆さんへの周知はどのような形で行っていくのか、その辺どのようにお考えか伺いたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君）　すぐに周知できますとしたら2月の広報に掲載するような形にします。2月と3月と、枠があれば4月以降も計画的に周知したいということと、町のホームページに掲載するような形で、今のところは2つほど考えております。

○議長（山本浩平君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号　白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）　全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（山本浩平君）　日程第5、休会についてお諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日6日から3月31日までの85日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　ご異議なしと認めます。

よって、明日6日より3月31日までの85日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後　4時11分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 松 田 謙 吾

署 名 議 員 前 田 博 之

署 名 議 員 山 田 和 子